

守口市教育委員会定例会

○日 時 令和7年2月3日

午後1時30分～午後2時36分

○場 所 守口市役所 6階 教育委員会会議室

○出席者

教 育 長 田 中 実

教育委員

教育長職務代理者 杉 岡 佐 緒 理

委 員 田 中 満 公 子

委 員 古 川 知 子

委 員 中 野 澄

事 務 局

教育監 水川 登志雄 教育部次長 平田 誠

こども部次長 西川 博康 学校教育課長 水野 敦夫

保健給食課長 鈴木 将巳 教育センター長 佐々木 幸子

生涯学習・スポーツ振興課長 西端 義晶 子育て支援政策課長 大下 浩二

教育総務課長代理 北口 妙美 学校教育課長代理 山口 喜孝

子育て支援政策課長代理 津田 直紀 こども施設課長代理 望月 伸哉

学校教育課主幹 巽 陽子 教育総務課主任 栗山 恵造

教育総務課主任 林 充世 教育総務課主任 鮎谷 尚

生涯学習・スポーツ振興課主任 河野 弘貴

○田中教育長　　ただいまから、教育委員会の定例会を開会いたします。

日程第1「会期について」お諮りいたします。

本日の定例会の会議時間は、午後1時半から午後3時半までの2時間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田中教育長　　異議なしと認め、会議時間は午後3時半までの2時間といたします。

日程第2「会議録署名委員の指名について」です。

本日の署名委員は、中野委員を御指名申し上げます。よろしくお願いいたします。

ここで、守口市教育委員会会議規則第19条に基づき、私から会議の運営についてお諮りいたします。以降の審議の順序及び審議の方法についてです。日程第3、議案第4号及び日程第8、議案第9号につきましては、ともに市立にじいろ認定こども園の民間移管に関わるものですので、一括して審議することとし、また日程第7、議案第8号「令和7年度守口市立学校長等任命の内申案について」は、人事案件でございますので、全ての議題が終了した後に関係者のみで秘密会にて審議することといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田中教育長　　異議なしと認め、議案第4号及び議案第9号は一括して審議します。また、議案第8号につきましては、全ての議題が終了した後に秘密会にて審議することといたします。

日程第3、議案第4号「守口市立認定こども園条例の一部を改正する等の条例案についての意見」及び日程第8、議案第9号「守口市こども計画（案）」についてを議題といたします。議案の説明をお願いします。

○津田子育て支援政策課長代理　　教育長。

○田中教育長　　津田子育て支援政策課長代理。

○津田子育て支援政策課長代理　　それでは、議案第4号「守口市立認定こども園条

例の一部を改正する等の条例案についての意見」及び議案第9号「『守口市こども計画（案）』について」、いずれの議案につきましても、「守口市立にじいろ認定こども園の民間移管に関わるものが含まれており、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき守口市教育委員会の意見を聴かなければならない守口市立幼保連携型認定こども園に関する事務を定める規則」において、「守口市立幼保連携型認定こども園の設置、休止及び廃止に関すること。」が規定されておりますことから、教育委員会の意見をお聴きするもので、双方に関連しますことから一括して御説明いたします。

議案書別冊の「守口市こども計画（案）」を御覧いただきますようお願いいたします。

まず、議案第9号「守口市こども計画（案）」のうち、守口市立幼保連携型認定こども園の設置、休止及び廃止に関することから先に御説明申し上げます。

本議案は、1月の教育委員会定例会において、協議事項として協議させていただきましたものと同じ内容となります。なお、前回の協議時点で実施しておりましたパブリックコメントについては、1月23日をもって意見募集期間が終了し、意見に対する市の考え方について、市ホームページに掲載したところでございます。なお、パブリックコメントの意見に伴う計画（案）の内容の修正はございません。そのため、今回提示している資料も前回の委員会でお示ししたものと同一のものであり、説明も前回と重複する部分がございますが、御理解いただきますようお願いいたします。

本市では、令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間とする第2期守口市子ども子育て支援事業計画を策定し、「子どもの豊かな成長をともに支えはぐくむまち守口」を基本理念に様々な子育て支援施策に取り組んでまいりました。また、令和5年度には「守口市子どもの貧困対策推進計画」を策定し、包括的な子どもの貧困対策の推進に取り組んでまいりました。今回作成した「守口市こども計画（案）」は、第二期計画及び貧困対策推進計画の計画期間終了に伴い、令和5年4月に施行された

「こども基本法」に基づく市町村こども計画として策定するものでございます。

今回の「守口市こども計画（案）」の中の今後の教育・保育の確保方策の一つとして、市立にじいろ認定こども園の民間移管が含まれております。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき守口市教育委員会の意見を聴かなければならない守口市立幼保連携型認定こども園に関する事務を定める規則」に基づき、教育委員会の意見をお聞きした上で、2月中旬頃までには計画を策定してまいりたいと考えております。

なお、「守口市こども計画（案）」については、142ページにわたり幅広い内容を掲載しておりますが、今回は認定こども園の民間移管に係る関係箇所のみを説明させていただきたいと思っております。

お手元資料の109ページを御覧いただきますようお願いいたします。

本計画においては、記載している地図の3エリアに分けて分析を行っております。

110ページにまいりまして、ここからは1号認定から3号認定までの認定区分ごと及びエリアごとに教育・保育の量の見込みを推計し、それに対する確保方策の値を記載しております。

110ページから116ページにかけて、それぞれの認定区分の一番上が全体の量、その下に東部・中部・南部と分けて記載をしております。それぞれの表の一番下、(②-①)と書いてある行については、ここがプラスになっておれば、量の見込みに対して確保方策が上回っている、つまり足りているということになります。例えば、110ページの1号認定・新2号の認定区分、いわゆる幼稚園部分でございますが、全てのエリアでプラスとなっておりますので充足している状況でございます。115ページにまいりまして3号認定、いわゆる保育所部分の1・2歳については、東部エリア及び中部エリアでマイナスになっている、つまり足りていないことを示しておりますが、一方で南部エリアについてはプラスとなっているので充足していることを示しています。しかしながら東部エリア及び中部エリアのマイナスのほうが大き

いため、市域全体でもマイナス、つまり足りていないということとなります。

117ページにまいりまして、今後の受皿確保の方策について記載をしております。まず、確保方策の考え方についてでございます。2号認定の中部エリア並びに3号認定の0歳児・1、2歳児の中部及び東部エリアについて、確保方策が不足する見込みとなっております。特に3号認定の1、2歳児の中部及び東部エリアにおける量の見込みに対する確保方策について、大幅な不足が生じる見込みとなっております。このことから、今後早急にさらなる確保方策を講じる必要性があることが示されました。そのため、本市がこれまで進めてきた今後の教育・保育の確保方策については、民間主導により、その時点時点の状況に合わせた定員確保策を民間園に柔軟に移行していただき、行政として民間園の取組みをしっかりと後押しすることでの確な受皿を確保する形、つまり公私連携による確保方策の確立・推進との考え方にに基づき、今後の確保方策について以下の項目を中心に実施を検討してまいります。

確保方策の具体的項目につきましては、【1】東部エリアにおいて、公立認定こども園の民間移管に伴う定員拡大と利用児へのサービスの拡充を図ります。施設規模及びエリアごとの確保方策を踏まえ、令和9年度に市立にじいろ認定こども園を民間移管します。【2】中部エリアにおいて民間移管する市立外島認定こども園の施設整備の促進による定員拡大を図ります。【3】民間認定こども園等の保育人材の確保、医療的ケア児、配慮が必要な児童の受入れ支援を含む教育・保育サービスの質及び量の充実に向けたさらなる支援を進めます。

具体策としまして、①「『認定こども園等障がい児保育・看護師配置補助金』の補助基準額の拡充」、②「更なる保育士の確保方策の充実」、③「保育士等への研修の充実」、④「巡回支援の充実」などを掲げております。

以上、申し上げた内容を本市の教育・保育の確保方策として計画（案）に盛り込んでおります。

続きまして、議案第4号「守口市立認定こども園条例の一部を改正する等の条例案

についての意見」を説明いたします。

資料につきましては、議案書の1ページ以降を御覧いただきますようお願いいたします。

当該議案は、先ほど御説明させていただきました、にじいろ認定こども園の民間移管に当たり、必要となる守口市立認定こども園条例の一部を改正する等の条例案でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき守口市教育委員会の意見を聴かなければならない守口市立幼保連携型認定こども園に関する事務を定める規則」第2号の規定に基づき、教育委員会の意見をお聴きした上で、令和7年2月守口市議会定例会に提出したいと考えております。

改正内容等といたしましては、まず守口市認定こども園条例の一部改正ですが、第1条（設置）に記載しております、守口市立認定こども園の施設から、守口市立にじいろ認定こども園に係る部分を削除いたします。

次に、守口市立幼保連携型認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の廃止ですが、守口市にじいろ認定こども園の民間移管に伴い、市立認定こども園において幼保連携型認定こども園がなくなりますことから当該条例を廃止するものでございます。この条例の施行日ですが、令和9年4月1日施行といたします。なお、経過措置としまして、この条例の施行の日前の公務に起因する災害を受けた者については、第2条の規定による廃止前の守口市立幼保連携型認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定は、なおその効力を有することといたします。

議案の説明は以上でございます。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○田中教育長 ありがとうございます。

説明が終わりました。ただいまの件につきまして、御意見、御質問等がございまし

たらお願いいたします。

古川委員。

○古川委員　御説明ありがとうございます。移管に当たって様々な支援を市のほうでされているということで、さらに充実していただきたいと思ってまして、特に障がいのある子どもの受入れでありますとか、とりわけ医療的ケアが必要な子どもの受入れに当たっては、他市の例ではございますけれども民間の保育園では受け入れてもらえないとか、保育の場所や時間が制限されるというような例を聞いたことがございますので、本市においてはそういったことが生じないように、またその保護者の就労に子どもの障がいの影響を与えないようにしっかりと支援をしていただきたいというふうに考えております。以上です。

○田中教育長　ただいまの件、何かありますでしょうか。

○大下子育て支援政策課長　教育長。

○田中教育長　大下子育て支援政策課長。

○大下子育て支援政策課長　今回その公立認定こども園の民間移管に当たりまして、今おっしゃっていただいたように、民間でしっかりと受け入れていただけるように支援策を今回はその民間とセットで確保方策の中に取り入れておりますので、引き続き障がいの部分によって、その利用ができないとかそういったことがないようにしっかりと市として取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田中教育長　ほかございますでしょうか。

杉岡委員。

○杉岡委員　守口市では、どこよりも早く市独自の子育て支援策として、世帯の所得に関係なく0から5歳児の幼児教育・保育の無償化を行ってこられました。そのおかげもあり、全体の人口減少が続く中、守口市の子ども人口の減少は小幅にとどまり、最近では新しい園がたくさんできています。今回の確保方策の考えの中で、「その時

点時点の状況に合わせた定員確保策を民間園に柔軟に講じていただき、」とありますが、今後近隣の市でも幼児教育・保育の無償化が進んでいく傾向にある中、少子化の波に併せて柔軟に対応することは民間経営では難しいのではないかと考えております。もし潰れる園が出てきた場合、子ども達はどうなるのか。柔軟に対応するにも公立園は必要だと私は個人的に思っています。また、公立園は地域のセーフティネットとして、支援が必要な子どもや医療的ケアが必要な子どもが安心して通える場所でもあります。こうした受入れをするにも人手が要ります。私立園には特色のある保育を行うところが多いため、どうしても合う合わないの問題も出てきます。公立園だけがその役割を担うものではない。公立園、民間園問わずしっかりとした受入体制を構築するとおっしゃっていただけますが、外島認定こども園の民間移管のお話以降、私の勤める園で看護師さんや加配の先生が増えたことは一度もありませんでした。これが現実です。今、今年4月以降、市内に2つしかない公立園をまた一つ民間にする必要性がこの段階であるのかなと私は個人的に不安にさえ感じています。市内の園とか子ども子育て会議の方々、パブリックコメントでは賛成や賛同する割合は、一体どれぐらいいらったのでしょうか。

○田中教育長 とりあえず、パブコメの割合の話をまず聞きましょうか。

○大下子育て支援政策課長 教育長。

○田中教育長 大下子育て支援政策課長。

○大下子育て支援政策課長 パブリックコメントの割合といたしましては、こども計画全体で意見聴取しております。こども園の民間移管に対する意見につきましては、公立認定こども園の存続、どちらかといいますと、にじいろ認定こども園の民間移管に対して、公立認定こども園を残してほしい、という声が多くございました。それに対して市の方針につきましては、またそちらのほうにも記載しておるんですけども、先ほど来申し上げておりますように、公立民間問わず市として保育枠をしっかりと確保していくと。その中で公民連携による確保方策の推進という形で、今回のに

じいろ認定こども園につきましても民間移管を進めるということで市の考え方を表明させていただいているというところでございます。

○田中教育長　杉岡委員。

○杉岡委員　インターネット上では反対する署名運動なんかも起こっているようですが、もうこの流れはとめないで、そのまま進めていくということで認識してよろしいでしょうか。

○大下子育て支援政策課長　教育長。

○田中教育長　大下子育て支援政策課長。

○大下子育て支援政策課長　今回の公立認定こども園の民間移管につきましては、これまで市が推進してまいりました、先ほどの公私連携による確保方策の確立推進とことこの考え方に加えまして、令和6年2月に策定いたしました守口市行政経営プランの中にも公立認定こども園の在り方の考え方というところも順次民間移管する方針と。加えまして、保育士の確保についても民間移管を踏まえて採用を抑制していくと。そういった市の行政経営プランの考え方が示されておりますので、その考え方に基づき、にじいろ認定こども園、今回守口市こども計画を策定するに当たりまして、量の見込みと確保方法策を検討する中で、にじいろ認定こども園を民間移管することによりまして、定員の確保であったり利用時サービスの拡充を図っていくというふうに出させていただいているというところでございます。

○田中教育長　ほか何かございますか。

今のお話を聞いてますと、量とかだけの問題ではなく中身に着目をしないとというような気がしました。例えば、その障がいを持った子ども達の受入れというのが本当にスムーズにいくのかとか、あるいは杉岡委員は御自身の経験から、なかなか市の支援を現場が実感をできていないとおっしゃっています。現場の保育士の方が実際そう感じておられるというところも非常に重いものがあるんじゃないかなと思ってます。ですからプランに載ってるからというのは、基本はそうなんだろうけども、それだ

けではなくてもっと中身を見て本当に保護者なり子ども達が困ることのないような施策をやっていってほしいなという、今の議論を聞いていて思ったんですが、何かコメントいただけますか。

○大下子育て支援政策課長　教育長。

○田中教育長　大下子育て支援政策課長。

○大下子育て支援政策課長　先ほどの説明の中で、あくまでも我々の前段の考え方を申し上げさせていただいたんですけども、今回の民間移管の今後の教育・保育の今後の確保方策につきましては、そのにじいろ認定こども園の民間移管に加えまして、民間認定こども園での保育人材の確保、医療的ケア児、配慮が必要な児童の受入れ支援を含む教育・保育サービスの質及び量の充実に向けたさらなる支援を進めるというところでございますので、この子ども施策に当たりまして、その量だけではなくて、しっかりと質の部分も確保するために民間での保育士の確保方策であったり、保育士の研修の充実に加えまして巡回支援であったりそういったところもしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○田中教育長　ありがとうございます。

ほか何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

一つ質問をさせていただきます。確保の具体的な項目で、東部は「民間移管に伴う定員拡大」とあります。中部は「施設整備によって定員拡大」とあるんですが、東部は何かその施設整備とかそういった取組みはなされなくて「定員拡大」というのは意味が分からないので教えていただけますか。

○大下子育て支援政策課長　教育長。

○田中教育長　大下子育て支援政策課長。

○大下子育て支援政策課長　この計画につきましては、令和7年度以降でございます。これまでの間、東部・中部・南部それぞれ民間園の建替えというのは行政として

推進してまいりました。今回その令和7年度以降に施設整備が予定されているのが中部エリアにおけます、移管する外島認定こども園の建替えが含まれておりますので、それを記載させていただいているということでございます。ですので、東部につきましては令和7年度以降のそういった建替えは現在のところ予定されていないというところでございます。

○田中教育長 施設整備せずに定員拡大というのがちょっと分かりづらいんですが。

○大下子育て支援政策課長 教育長。

○田中教育長 大下子育て支援政策課長。

○大下子育て支援政策課長 にじいろ認定こども園につきましては、当時再編整備の中で200名以上の受入れをしておったんですけども、現在の受入れが146名というところでございます。ですので施設のキャパ的には、まだ子どもの数の受入れができる施設規模となっております。そういったところを活用して受入れを増やしていくことを、「民間移管に伴う定員の拡大」というふうに記載させていただいているというところでございます。

○田中教育長 ありがとうございます。

ほかよろしいでしょうか。

それでは採決をしたいと思います。反対する御意見も出ておりますので、一括ではなく、挙手により採決をしたいと思います。

議案第4号及び第9号については、原案どおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○田中教育長 ありがとうございます。

賛成多数です。

議案第4号及び第9号につきましては、原案どおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第5号「令和6年度教育費補正予算（案）についての意見」

を議題といたします。議案の説明をお願いします。

○平田教育部次長　　教育長。

○田中教育長　　平田教育部次長。

○平田教育部次長　　それでは、議案第5号「令和6年度教育費補正予算（案）についての意見」について、御説明申し上げます。

議案書は、4ページから9ページまでとなっております。

それでは議案書5ページ、「令和6年度教育費補正予算案」に沿って説明させていただきます。

初めに、「就学システム標準化構築事業」でございます。地方公共団体は「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、国が作成した標準仕様書に準拠したシステムを使用する責務を有しております。これを受け、本市においても令和5年11月に守口市自治体情報システムの標準化・共通化における基本方針を策定し、標準準拠システムの稼働環境は国が示す日常業務全てを標準化対応したクラウド環境で運用する方針を定めているところです。本市教育委員会においても、当該方針に基づき、令和8年1月から就学システムの標準化基準準拠を目指し、システム構築を行うため、令和6年度当初予算に当該事業に係る費用について債務負担行為を計上し、システムの提供予定事業者である富士通Japan株式会社と調整を続けてきたところです。しかしながら調整を進める中で、事業者から当該事業の実施が困難である旨申入れがあり、当初の予定のとおり予算を執行することが不可能となりました。このことから令和6年度に措置された当該事業に係る歳入歳出予算及び債務負担行為の補正措置が必要となったものでございます。

次に、学校教育施設整備基金積立金でございます。本市教育委員会では、学校教育施設の整備に係る財源とすることを目的に、守口市学校教育施設整備基金に積立てを行っているところです。今年度においては、資金の外部運用に係る利息が当初の予算の見込額を上回ることから、歳入予算の補正措置及び歳入金額の増加に伴う学校施設

整備基金への積立てに係る歳出予算の補正を行うものでございます。

また、本市では、ふるさと納税制度を通じ、守口市ふるさと応援寄附金事業を実施しております。今年度においては教育事業への使い道についての指定寄附額が当初予算の見込みを上回っていることから、同様に基金への積立てに係る歳出予算の補正を行うものとするものでございます。

次に、守口小学校建設工事について、本市教育委員会においては、契約を締結したことに伴い、継続費として令和6年度当初予算に計上していた各年度の年割額について、それぞれ契約額に合わせて変更するとともに、当該事業に係る国庫支出金について、令和6年度分の交付決定を受けたことに伴い、交付決定額に合わせて国庫支出金及び学校教育施設整備基金繰入金を変更するために、当該事業に係る歳入歳出予算及び継続費の年割額に係る補正措置が必要となったものでございます。

最後に、中学校電子錠・扉設置工事につきまして、市立学校においては不審者対策として防犯カメラを設置しているほか、小学校では電子錠つきインターホン扉を設置し、来校者管理を徹底しております。本市教育委員会では、他市における学校への不審者侵入事案の増加を受け、市立中学校の防犯対策を小学校と同程度に強化することを目的に、令和6年度に中学校への電子扉等設置に係る設計を行い、令和7年度当初予算計上を行う予定としておりましたが、今般国の補正予算措置が行われ、当該事業が交付金の対象事業として採択された旨通知がございました。つきましては、当該事業を今年度に前倒しして実施するに当たり、事業費及び国庫支出金について歳入歳出予算の補正が必要となるものでございます。なお、本件については令和7年度に事業を実施するため、補正予算の全額を翌年度へ繰り越す必要がございます。

続きまして、歳入歳出補正額につきまして、御説明させていただきます。

資料の9ページを御覧いただきたいと思います。

まず、項目1番目、一般事務費、就学システム標準化構築事業でございます。歳出につきましては2,520万6,000円、歳入につきましては、1,515万2,

０００円の減額でございます。学校教育施設整備基金積立事業でございます。歳出は１，７０１万２，０００円、歳入が５０１万２，０００円の増額でございます。施設整備・建設事業で、守口小学校の建設工事でございます。歳出がマイナス１億２，８７９万６，０００円でございます。歳入につきましては、学校建設費負担金が１，１７９万２，０００円、真中の学校施設整備費補助金が１４７万３，０００円の増、学校教育施設整備基金が３，７９６万１，０００円の減でございます。続きまして、市立中学校電子錠等設置工事の歳入歳出でございます。歳出は、委託料として３７４万円、工事請負費として５，９２９万円の増、歳入は２，３８２万６，０００円の増でございます。

以上、簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○田中教育長 ありがとうございます。

説明が終わりました。ただいまの補正予算案について、何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。

それでは、ないようですので採決いたしたいと思います。

議案第５号につきましては、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田中教育長 異議なしと認め、議案第５号につきましては、原案どおり決定いたしました。

次に、日程第５、議案第６号「令和７年度 教育に関する予算についての意見案」を議題といたします。議案の説明をお願いします。

○平田教育部次長 教育長。

○田中教育長 平田教育部次長。

○平田教育部次長 それでは、議案第６号「令和７年度 教育に関する予算についての意見案」について、御説明申し上げます。

議案書は、１０ページから１６ページを御覧いただきたいと思います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る分について、守口市長から教育委員会の意見の聴取があったため、意見を提出しようとするものです。

資料にはございませんが、初めに市全体の次年度予算についての現状を報告いたします。令和７年度当初予算につきましては、高齢化の進展や障がい者福祉サービス給付費の増加などにより、社会保障費の増や老朽化した公共施設等の整備更新及び学校建設などによる建設事業の増により、令和７年度一般会計予算の歳出予算額は７９４億円となり、令和６年度当初予算７３９億９，０００万円と比較して、５４億１，０００万円、７．３％の増となっております。

次に、教育費の予算案について御説明させていただきます。

議案書の１３ページを御参照ください。

教育費予算（案）については、表の一番右下の合計欄のとおり、１２０億７，９５５万２，０００円でございます。前年度の７１億４，１４３万８，０００円に比べ、４９億３，８１１万４，０００円の増で、６９．２％の増となっております。主な増加の原因につきましては、守口小学校建設工事や八雲中学校校区義務教育学校建設工事の工事請負費の増額分となっております。

次に、議案書１６ページをお開きください。

こちらは、教育費予算（案）の中で、令和７年度に主要な施策・事業を臨時的経費として一覧にしたものでございます。先だって、次年度の主要施策について教育委員の皆様にも御協議いただき、事業の査定の進捗については御報告申し上げていたものでございますが、教育に関するものは７事業となっております。増額としては２７億４，２７６万２，０００円で、前年度の約１９億１，０００万円に比べて８億３，０００万の増円、６９．７％の増となっております。

以上、簡単な説明でございますが、令和７年度の教育に関する予算案について、異

議はないものとして意見を提出しようとするものです。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○田中教育長 ありがとうございます。

説明が終わりました。ただいまの議案の説明につきまして、御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

今回特に臨時的経費に係る予算額は多いですが、ほとんどが学校建設費でして、ちょっとソフトの部分がなかなか厳しい感じでした。これは市役所内全体もそういう状況があって、結果的にはこのような予算を組んでいくという、そんな状況なんですよ。

いかがでしょうか。何かございましたら。

よろしいでしょうか。

それでは、採決いたしたいと思います。

議案第6号につきましては、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田中教育長 異議なしと認め、議案第6号については、原案どおり承認いたしました。

次に、日程6、議案第7号「守口市奨学資金条例に基づく貸付金に係る訴えの提起についての意見」を議題といたします。議案の説明をお願いします。

○平田教育部次長 教育長。

○田中教育長 平田教育部次長。

○平田教育部次長 それでは、議案第7号「守口市奨学資金条例に基づく貸付金に係る訴えの提起についての意見」について、御説明いたします。

議案書18ページから19ページを御覧いただきますようお願いいたします。

「1 当事者」についてですが、原告は守口市、被告は奨学生及び連帯保証人各1名でございます。「2 事件名」は、奨学資金貸付金返還請求事件。「3 裁判所」

は、本件所管の枚方簡易裁判所を記載しております。「4 請求の趣旨」としては、当該貸付金の元本及び旧守口市奨学資金条例第11条に基づき計算した延滞金の支払いと訴訟費用の負担を求めるものでございます。「5 請求の原因」について、「(1) 金銭消費貸借契約の内容」ですが、(ア) 貸付金額として入学準備金が16万円、修学金が22万4,000円の合計38万4,000円です。加えまして、被告は平成21年9月29日に借用証書を提出しております。「(イ) 返済期間」は、貸付けが終了した翌日から1年据置き10年を限度とし、「(ウ) 返済日」は、毎月市教育委員会が指定する日です。旧守口市奨学資金条例第1条に基づき、「(エ) 利息」は付さないものとしますが、「(オ) 延滞金」については同条例の規定に基づき、年7.25%の割合で試算した金額としております。「(カ) 期限の利益の喪失条項」について、約定はありますが行使はしておりません。「(キ) 未払返還金額」において、お手元に配付しております別紙計算書を併せて御覧ください。被告は別紙計算書の支払日及び支払額のとおり返還をしていますので、その額については元金のうち、請求の古いものから充当をしているため、本訴えの提起時点の未払返還金額及び延滞金の合計額は44万3,351円となります。

次に、「6. 訴えの提起の理由」についてですが、法的措置に至った経緯でございます。内容といたしましては、被告が本市教育委員会から奨学資金の貸付けを受けながら、長期間にわたり返還を怠り、再三の催告にもかかわらず滞納を続けたまま、また教育委員会として催告状の送付や電話、訪問による催告に加え、弁護士名による法的措置の予告を送付するなど被告との接触に手を尽くしてきた点。被告が債務の存在を認識しながら幾度も任意弁済の約束を反故にしてきた点。教育委員会として最後通牒の送付を行ったものの、被告はそれを受け取りながらも一切の反応をしなかった点を挙げ、教育委員会としては本件について、今後も自主的な返還が見込めないと考え、適切な債権管理の観点から、元金及び延滞金を含む全額の支払いに係る訴えを提起することが妥当であると判断したことを述べております。

地方自治体が訴えの提起を行うに当たっては、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決が必要となります。議会に対して教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する際は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、教育委員会として意見を定める必要がございます。

「7 意見案」として、訴えの提起の理由と同様の内容を記載しております。今後は、本日御決定いただきます教育委員会の意見を踏まえ、当該訴えの提起について、守口市議会2月定例会に上程し、議決を得次第、裁判所への申立手続を進めてまいります。

誠に簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○田中教育長 私からですが、支払督促というのは、今まで手続きされてるんですか。

○鮎谷教育総務課主任 教育長。

○田中教育長 鮎谷教育総務課主任。

○鮎谷教育総務課主任 まず前提として、貸付金とは、税の徴収等とは異なり、強制徴収ができないような債権になっております。これを通常私債権と呼ぶんですけども、私債権の回収につきましては、裁判所に間に入っていて民間同士の貸付金と同様に、裁判所が間に入って取立てをするとかいう形の回収方法しか法的措置という点ではございません。本市におきましては、これまで奨学資金の回収については、お話を続けまして、何とか自主返済で返していただくように今までやってきたところでございます。ですが、貸付けを停止したのが平成31年4月でございますので5年ぐらい経っており、残りの件数も78件と、だんだんと歳入額も減ってきているところです。これがなぜかといいますと、先ほど、訴えの提起の理由にもございましたけれども、話を合意をして約束をしても払ってくれないという方が残ってきているという形

になってございますので、手はもちろん尽くした上で自主弁済が基本というふうに我々も考えておりますけども、それがどうしても見込めないものにつきましては法的措置という形を取らせていただこうというところでございます。法的措置につきましてなんですけども、考えられる法的措置としまして2種類ございまして、少額訴訟と支払督促という2種類がございまして、本件につきましては少額訴訟になります。少額訴訟というのは、対象とする債権額が60万円未満のもの限定になるんですけども、それを裁判所に訴え出まして、1回の審理で判決を出していただいて債権債務の存在を確定するという形で、それに基づいて取立てができるようになるというような制度でございまして。訴えの提起と変わりませんので、本件につきましては申立ての際に議会の議決が必要となるところから、経緯を説明した上で申立てについての意見を定めようとするものでございます。以上でございます。

○田中教育長 ありがとうございます。

この件、他に御質問、御意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。ございませんか。よろしいですか。

それでは、議案第7号について採決いたしたいと思います。

本件については、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田中教育長 異議なしと認め、議案第7号については、原案どおり承認いたしました。

次に、報告事項に移ります。

報告事項1「守口市立中学校等給食実施方針検討委員会に係る答申について」の説明をお願いします。

○鈴木保健給食課長 教育長。

○田中教育長 鈴木保健給食課長。

○鈴木保健給食課長 それでは、報告事項1「守口市立中学校等給食実施方針検討

委員会に係る答申について」、報告させていただきたいと思います。

恐れ入りますが、議案書の23ページから53ページを御参照ください。

「守口市立中学校等給食実施方針」につきましては、令和6年10月11日の教育委員会定例会におきまして御決定いただきました内容で、令和6年11月6日付で当該検討委員会に諮問したところでございます。その後、4回にわたる検討委員会での調査・審議を経まして、去る令和7年1月22日付で御覧の実施方針（案）を含む答申を受けましたので御報告させていただくものでございます。

なお、現在、当該実施方針に係るパブリックコメントを令和7年2月26日までの期間で実施いたしております。つきましては、教育委員の皆様には令和7年3月4日に予定しております教育委員会臨時会におきまして、そのパブリックコメントの結果も踏まえた本実施方針の最終的な策定をお願いいたしたいと考えております。つきましては、当該実施方針の内容などにつきましても御確認の上、最終的な策定のほうをお願いいたしたいと考えております。

報告は以上でございます。

○田中教育長 ありがとうございます。

検討委員会の答申案は現時点でいただけてますけれども、パブリックコメントはまだ行っている途中ということで、あくまでも答申を踏まえた実施方針（案）を御覧いただき、次回の定例会で決定をすると、そういう手続きですね。

内容につきまして、御質問等ございましたらと思いますが、いかがでしょうか。

ないようでしたら、またあればそれぞれ事務局にお知らせいただければと思います。よろしく申し上げます。

それでは次に、報告事項2「守口市立図書館の運営状況についての現状の評価等に係る答申について」、御説明をお願いします。

○西端生涯学習・スポーツ振興課長 教育長。

○田中教育長 西端生涯学習・スポーツ振興課長。

○西端生涯学習・スポーツ振興課長 それでは、報告事項２「守口市立図書館の運営状況についての現状の評価等に係る答申について」、御報告申し上げます。

恐れ入りますが、報告事項の資料５４から８３ページを御参照くださいますようお願いいたします。

守口市立図書館につきましては、市民が「集い・学び・交流する」施設として、令和２年６月に開館し、この間たくさんの方に御利用いただいております。図書館については、図書館法第７条の３において、運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずると規定されているほか、守口市立図書館運営方針にも点検評価の徹底及び公表を明記していることから、図書館運営を評価し、今後の図書館運営に反映させることが必要となっております。このことから、守口市立図書館の運営状況に関する評価等について、社会教育分野の知見を活用するため、守口市社会教育委員会議に対し諮問を行い、令和７年１月２３日付で答申を開示したことから御報告させていただくものでございます。

評価の方法としましては、守口市立図書館の指定管理者から提出されました事業報告書等を参考に、社会教育委員の皆様が指定管理者に対しヒアリングを実施し、各評価項目ごとに御意見を頂戴したものでございます。

それでは評価表の５５、５６ページを御参照ください。

１番左に記載しております大項目ごとに主な意見を御報告させていただきます。

まず「１ 図書館サービスの充実」では、レファレンス実績が少ないことからレファレンスサービスの周知について積極的に取り組まれないなどの御意見を頂戴しております。「２ 学びと課題解決を支援する図書館」では、絵本作家を招聘してのイベントやニュースポーツの講習会など、多岐にわたるイベントを数多く実施することが市民の生涯学習に寄与している点が評価できるなどの御意見を頂戴しております。

「３ 子どもの読書活動を推進する図書館」では、学校司書講習会が未実施になっているが、学校とのコミュニケーションは取ることができていることから、講習会や出

前授業の実施に向けて引き続き学校連携を推進されたいなどの御意見を頂戴しております。「4 効果的・効率的な運営体制の図書館」では、利用者のアンケートの実施方法を工夫したことで回収数が大幅に増加したことは評価できる、利用者アンケートは運営状況の評価基準にもなることから、さらなる電子化の推進など、引き続き回収数の確保に努められたいなどの御意見を頂戴しております。

この報告書を図書館の指定管理者にも通知し、今後の運営の参考とさせていただくものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、御報告とさせていただきます。

○田中教育長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

私からよろしいでしょうか。学校との連携がもう一つだというようなコメントがあるんですが、このことについては今後どんなふうにされていくのか教えていただけますでしょうか。

○河野生涯学習・スポーツ振興課主任 教育長。

○田中教育長 河野生涯学習・スポーツ振興課主任。

○河野生涯学習・スポーツ振興課主任 図書館と学校との連携の部分になるんですけども、今回のこの評価いただきました指標のところにつきましては、学校司書さんとの研修会であるとか講習会を実施するというふうなことが書いてあったんですけども、その実際の講習会等については現状なかなか実施できていないというところがございます。しかしながら、学校司書さんの会議等には図書館のほうにも参加をさせていただきまして、現状の実態の共有であるとかお困り事ですね、これを今確認しているところでございます、実際にそれをお聞きした中で団体貸出の拡充であったり、こういったことを現状対応しているところでございます。

引き続きそういった交流の場を増やすことによって、学校図書館の困っていること等を図書館のほうでこれからもどんどん解決していきたいということで現況も考えて

おるところでございます。

以上です。

○田中教育長 ありがとうございます。

ほか、委員の皆様から何かございますでしょうか。

よろしいですね。

それでは、あとは議案第8号を残しておりますので、ただいまからは関係者のみの秘密会を行いたいと思います。関係者以外の方は退室をお願いします。

暫時休憩といたします。

(秘密会)

○田中教育長 それでは、秘密会を終了いたします。

本日の日程は以上でございます。これで定例会を閉会いたします。

閉会 午後2時36分